大分県宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年十月六日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第五十五号

大分県宿泊税条例の施行期日を定める規則

大分県宿泊税条例（令和八年大分県条例第三十五号）（第十六条を除く。）の施行期日は令和九年六月一日とし、同条例第十六条の施行期日は令和八年十月二十一日とする。